



加盟団体各位

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
事業本部長 大越孝彌
競技事業委員長 谷田順一
(公印省略)

各種競技会における試合成立最少人数について (通達)

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当連盟事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 7 月 25 日付 JIHF.2016-2017 発第 028 号「公益財団法人日本アイスホッケー連盟主催大会における試合成立最少人数について」にて、国内独自に設定した試合成立最少人数を、当連盟ブロック理事を通じて周知いたしておりました。

しかし、2014-2018 年度から国際競技規則第 21 条に下記の通り規定され、2018-2022 国際競技規則にも変更なく規定されていることから、その条文を国内でも統一して採用することといたしました。

したがって、国内独自の試合成立最少人数の規定を、大会種別に関係なく、平成 30 年 7 月 1 日付で解除いたしますので、国際競技規則第 21 条の規定に則り、競技会運営に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

2018-2022 国際競技規則

第 21 条 — チーム構成

- i. 試合をするチームは、試合開始時に最低でも 5 人のスケーターと 1 人のゴールキーパーを氷上に送り出すことができないなければならない。

RULE 21 – TEAM COMPOSITION

- i. For a team to play a game it must be able to put on the ice at least five skaters and one goaltender at the beginning of the game.

以上